

# 市議会 Q & A

## Q1. 豊岡市議会の議員は何人いるのですか？

### A. 平成28年12月1日現在、22人です。(議員定数：24人)

議員は、選挙で選ばれた市民の代表であり、定数は条例で決められています。任期は4年です。

## Q2. 豊岡市議会議員にはどうすればなれますか？

### A. 選挙権のある満25歳以上の人立候補できます。

4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する必要があります。

## Q3. 仕事を持っている人も議員になれますか？

### A. なれます。

市議会議員には、兼職の禁止(※)など一定の制約はありますが、豊岡市議会議員のなかでも、議員以外の仕事をしている者はいます。

※兼職の禁止…市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、地方自治法第92条に規定されています。

## Q4. 議員は報酬(給料)をいくらもらっているのですか？

### A. 下表のとおりです。

議員報酬(月額)	議長	455,000円
	副議長	376,000円
	議員	360,000円
期末手当：年間月数(加算)	4.20月(15%加算) ※豊岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の支給区分による。	
委員会出席等に係る費用弁償	なし(ただし、議場から自宅までの移動距離が片道10キロメートル以上の者の場合は、日額1,000円を支給。)	

## Q5. 議員は、退職後に議員年金をもらえるのですか？

### A. 平成23年6月に議員年金は「廃止」となりました。

制度廃止以降、新たに議員となった者には、議員年金や退職一時金は給付されません。

## Q6. 議員は議会のない時は何をしているのですか？

### A. 議員の活動は、本会議、委員会等の会議に出席することだけではありません。

議員は、

- ①市長などから提案された議案等の検討や調査
- ②市政の諸課題に関する調査研究や議員間等の情報交換
- ③さまざまな市民相談への対応
- ④さまざまな会議への参加

などを行っています。



## Q7. 会派について教えてください

### A. 市政に対する考えの似た議員同士が集まって結成したものを会派といいます。

現在（平成28年12月）の会派は、「とよおか市民クラブ」「かがやき」「日本共産党・あおぞら豊岡市議員団」「ひかり」「公明党豊岡市議団」「みらい」の6会派があります。

## Q8. 政務活動費は議員が自由に使えるお金なのですか？

### A. 議員一人当たり月額1万円が所属会派に交付されますが、議員個人として自由に使えるものではありません。

政務活動費は、地方自治法や豊岡市議会政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動のために、会派へ交付されます。

平成27年度の支出状況は下の表のとおりです。収支報告書や領収書などの閲覧を希望される方は、公文書の公開請求が必要となりますので議会事務局（TEL0796-23-1119）までお問い合わせください。

なお、収支報告書は、市ホームページからもご覧いただけます。

### ■平成27年度 政務活動費の会派別支出状況

（単位：円）

会派名 項目	かがやき (7名)	とよおか市民クラブ (6名)	会議員団 (4名)	日本共産党・あおぞら豊岡市 (2名)	公明党豊岡市議団 (2名)	絆 (2名)	ひかり (2名)	みらい (1名)
会派への交付額 (A) 交付額：1人当たり月10,000円	840,000	720,000	480,000	240,000	240,000	100,000 ※1	260,000 ※2	
支出内訳	調査研究費	445,097	416,643	398,346	193,827	89,160	31,592	58,704
	研修費	81,080				133,424	63,808	75,430
	広報費	310,000	290,000					
	広聴費							
	要請・陳情活動費							
	会議費							
	資料作成費							2,160
	資料購入費				7,468	17,416	4,600	
	人件費							
事務所費								
支出合計 (B)	836,177	706,643	398,346	201,295	240,000	100,000	136,294	
差引額 (A - B)	3,823	13,357	81,654	38,705	0	0	123,706	
市への返還額	3,823	13,357	81,654	38,705	0	0	123,706	

平成27年10月、「みらい」3名が、「ひかり」2名と「みらい」1名になりました。

※1 平成27年11月から平成28年3月（5か月）×2名分

※2 平成27年4月から平成27年10月（7か月）×3名分、  
平成27年11月から平成28年3月（5か月）×1名分